

### Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (1) 随意契約の見直し

(省庁名:内閣府

法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
各省庁	①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	◎	○随意契約によること ができる限度額 平成18年7月1日 ○契約に係る公表基 準 平成19年10月1日	平成20年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,375,278,459円(72.20%)、競争性のない随意契約 528,285,613円(27.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 54件(65.9%)、競争性のない随意契約 28件(34.1%)  平成21年度第1四半期実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 660,427,081円(69.2%)、競争性のない随意契約 293,539,885円(30.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 25件(65.8%)、競争性のない随意契約 13件(34.2%)
各省庁	②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、	◎	平成20年7月4日	<a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080704_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080704_1.pdf</a> 計画の目標値:14.5%
総務省 各省庁		競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	各省庁の取組を踏まえて、総務省が記載。		
各省庁	③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	◎	平成19年度	企画競争を行う場合には、参加者の公募、審査基準の公表及び複数の採点項目による採点等により、競争性及び透明性の確保を図っている。
各省庁	④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	◎	平成21年6月16日	監事監査等において厳正にチェックした。
各省庁 総務省		評価委員会による事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
各省庁	⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	◎	平成19年12月21日 平成20年7月4日 平成21年3月31日 平成21年5月25日 平成21年7月3日	<a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20071221_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20071221_1.pdf</a> <a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080704_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080704_1.pdf</a> <a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080331_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080331_1.pdf</a> <a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20090525_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20090525_1.pdf</a> <a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20090703_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20090703_1.pdf</a>
総務省	⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。			

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(省庁名: 内閣府)

法人名: 国民生活センター)

記載担当	項目	フォローアップ			
		達成度	達成時期	その他特記事項	
各省庁	① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。			別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」	
行革事務局	このため、所要の条件整備を行う。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要。)	
各省庁	② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。			別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」	
各省庁	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、			該当なし	
各省庁	③ 既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。			該当なし	
各省庁	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。	-	-	-	
各省庁	④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	◎	平成21年6月16日	監事監査等において、研修・宿泊施設の有効活用等について厳正にチェックした。
各省庁 総務省		評価委員会による事後評価	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
各省庁		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。			官民競争入札等監理員会事務局にて整理。(各省庁は回答不要)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載担当	項目	整理合理化計画			フォローアップ	
		達成度	達成時期	その他特記事項		
各省庁	①	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。			総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日)。(各省庁は回答不要)	
各省庁	イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣による要請 ◎	平成20年4月30日	府国生第518号「独立行政法人の給与水準の適正化等について」にて、独立行政法人国民生活センター理事長あてに要請	
各省庁	イ	法人の対応	◎	平成21年3月31日	・職員給与の昇給幅の抑制 ・管理職員及び補佐職員の人数の削減 ・管理職手当の縮減(手当を定額化し、国家公務員より低く設定) ・特別手当の減額 等の措置を講じ、平成21年6月30日に、ホームページ(国民生活センターの概要>役職員に関する情報の提供のコーナー)において公表した。	
各省庁	ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣による要請 ◎	平成20年4月30日	府国生第518号「独立行政法人の給与水準の適正化等について」にて、独立行政法人国民生活センター理事長あてに要請	
各省庁	ウ	法人の対応	◎	平成21年3月31日	・職員給与の昇給幅の抑制 ・管理職員及び補佐職員の人数の削減 ・管理職手当の縮減(手当を定額化し、国家公務員より低く設定) ・特別手当の減額 等の措置を講じ、平成21年6月30日に、ホームページ(国民生活センターの概要>役職員に関する情報の提供のコーナー)において公表した。	
各省庁	エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣による要請 ◎	平成20年4月30日	府国生第518号「独立行政法人の給与水準の適正化等について」にて、独立行政法人国民生活センター理事長あてに要請	
各省庁	エ	法人の対応	◎	平成21年3月31日	理事長の報酬額を17,988千円とし、平成21年6月30日に、ホームページ(国民生活センターの概要>役職員に関する情報の提供のコーナー)において、公表した。	
各省庁	オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	◎	平成21年6月30日	ホームページ(国民生活センターの概要>役職員に関する情報の提供のコーナー)においてガイドラインに基づき給与水準を公表した。	
各省庁	②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	◎	役員(給与) 平成18年4月1日(退職手当) 平成16年1月1日 職員 平成17年4月1日	既存の給与規程等により対応済み。	

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
各省庁	③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	◎	平成21年6月16日	監事監査等に置いて、現行の給与水準について厳正にチェックした。
各省庁 総務省			◎		政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府

法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であつて、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	◎	役員 (給与) 平成18年4月1日 (退職手当)平成16年1月1日  職員 平成17年4月1日	役員に対しては、評価委員会の評価を報酬の一部及び退職金に反映する。 職員に対しては、目標管理の導入により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与に反映する。
各省庁	イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	◎	平成15年10月1日	ホームページ(国民生活センターの概要・業務、財務、評価及び監査に関する情報の提供のコーナー・規程集)において就業規則を公表している。
各省庁	オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	◎	平成20年11月6日	ホームページにおいて意見募集を実施。
行革事務局		独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名: 内閣府 法人名: 国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
行革事 務局	カ	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	監事	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)	
行革事 務局			評価委 員会の 委員	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)	

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。  
 注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名: 内閣府)

法人名: 国民生活センター

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
行革事務局	ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
行革事務局	イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁	エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	◎	平成18年度	ホームページにおいて、該当がない旨公表している。 <a href="http://www.kokusen.go.jp/hello/index/html">http://www.kokusen.go.jp/hello/index/html</a>
総務省		総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。			
各省庁	オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。	/		
各省庁	カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査	◎	平成21年6月16日	監事監査等において厳正にチェックした。
各省庁		評価委員会における事後評価 において事後評価を行う。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	◎	平成19年度決算	平成19年度決算から、業務類型区分ごとの費用分析を行うとともに、業務実績との関連性を独立行政法人評価委員会に供した。その評価を踏まえながら、効率的な業務運営を図ることとしている。
各省庁	イ	◎	平成20年6月30日	平成19年度財務諸表附属明細表から、業務類型区分ごとにセグメント情報を記載。
総務省	ウ			総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
各省庁		また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	○	独法通則法改正後	常勤監事0人、非常勤監事2人 独法通則法改正法後に検討予定。
行革事務局	イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		
	ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	再掲につき回答不要。		
各省庁		また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	◎	平成21年6月16日	監事監査及び内部監査体制を整備。
総務省 各省庁	エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	◎	平成15年10月～	特殊法人等監事連絡会総会に出席する等して、他法人監事との情報交換等を図っている。
総務省 各省庁	オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)		
	カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	再掲につき回答不要。		

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	整理合理化計画	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	再掲につき回答不要。		
	イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	○	次期中期目標(平成25年度～)の策定時に検討の上対応。
各省庁		また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。		
各省庁 総務省	イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)	
総務省	ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。		
各省庁 総務省	エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)	
各省庁	オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	◎	(給与) 平成18年4月1日 (退職手当) 平成16年1月1日 評価結果を役員の給与・退職金等の水準に反映させている。
行革事務局		現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)	
行革事務局	カ	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)	

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦ 情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。		ホームページ(独立行政法人国民生活センターの概要)において情報を開示している。
行革事務局	イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、		
各省庁		独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。		総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。
総務省	ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。		

注1) 「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

注2) 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名:内閣府 法人名:国民生活センター)

記載 担当	項目	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
各省庁	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、			業務運営に要する経費について、毎年度、着実に効率化を図るとともに、随意契約見直し計画を実行する。
各省庁	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。			平成19年度実績 0円 平成20年度実績 0円 平成21年度見込 0円 寄付金募集の広報活動:なし